

## 国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、金久分譲宅地の販売を促進するため、国東市特定分譲地販売促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、国東市補助金等交付規則(平成18年国東市規則第62号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 市が販売する金久分譲宅地をいう。
- (2) 区画 分譲地における宅地の区画をいう。
- (3) 住宅 独立した生活を営むことができる家屋をいう。
- (4) 定住 分譲宅地に住居を有し、当該住所地を生活の本拠として10年以上継続して居住することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 分譲宅地の区画を購入し、定住を目的に住宅を建築する者。
- (2) 補助対象者及び世帯全員に、市税等の滞納がない者。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該住宅建築費に10分の2を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、補助対象経費に消費税相当額は含めないものとする。

### (認定申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国東市特定分譲地販売促進事業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築工事見積書の写し(積算内容及び請負業者の確認ができるもの)
- (2) 平面図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### (事業の認定)

第6条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否について国東市特定分譲地販売促進事業認定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

### (認定事項の変更及び承認)

第7条 前条の規定により事業の認定を受けた者(以下「認定対象者」という。)は、その申請内容について変更が生じた場合は、国東市特定分譲地販売促進事業認定事項変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類等を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 認定を受けた事業に係る変更見積書の写し(変更内容が確認できるもの)
- (2) 平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前条の規定は、前項に規定する変更申請を承認する場合に準用する。

(交付申請)

第8条 認定対象者は、定住後速やかに国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の登記事項証明書
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の市税等完納証明書(直近の証明書が他市町村で発行された場合は、その証明書)
- (4) 建築工事請負契約書の写し
- (5) 工事費の領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、認定対象者に通知するものとする。

(指示事項の遵守)

第10条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、認定対象者に対し、分譲地及び住宅について調査し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

2 認定対象者は、市長が前項の指示をしたときは、これに従わなければならない。

(補助金の請求)

第11条 第9条の交付決定通知を受けた認定対象者は、速やかに国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(届出義務)

第12条 認定対象者は、住所移転等により補助金を受けた区画での定住が継続できない事由が発生したときは、遅滞なくその旨を書面により市長に届出なければならない。

(指定の取消し又は補助金の返還等)

第13条 市長は、認定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により認定を受け、又は補助金の交付を受けていると認められるとき。
- (2) 前条の規定による届出を不当に怠ったとき。
- (3) この告示及びその他関係法令に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、取消通知書を当該認定対象者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年度国東市特定分譲地販売促進事業認定申請書

年 月 日

国東市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

年度国東市特定分譲地販売促進事業補助金の交付を受けたいので、国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 住居の所在地
- 2 住宅建築費(予定)
- 3 添付資料
  - (1) 建築工事見積書の写し(積算内容及び請負業者の確認ができるもの)
  - (2) 平面図

様式第2号(第6条関係)

年度国東市特定分譲地販売促進事業(変更)認定通知書

第 号  
年 月 日

様

国東市長

印

年 月 日付けで認定申請のあった 年度国東市特定分譲地販売促進事業については、認定する(しない)ので、国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 認定しない場合の理由

様式第3号(第7条関係)

年度国東市特定分譲地販売促進事業認定事項変更申請書

年 月 日

国東市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

年 月 日付第 号で通知のあった 年度国東市特定分譲地販売促進事業について、申請内容に変更が生じたので、国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
  
- 2 添付資料
  - (1) 変更見積書の写し(変更内容の確認ができるもの)
  - (2) 平面図

様式第 4 号(第 8 条関係)

年度国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付申請書

年 月 日

国東市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 住居の所在地
- 2 住宅建築費
- 3 添付資料
  - (1) 建物の登記事項証明書
  - (2) 世帯全員の住民票
  - (3) 世帯全員の市税等完納証明書(直近の証明書が他市町村で発行された場合は、その証明書)
  - (4) 建築工事請負契約書の写し
  - (5) 工事費の領収書の写し

様式第 5 号(第 9 条関係)

年度国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

国東市長 印

年 月 日付で申請のありました補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので、国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円  
(工事費 円×20%= 円 ※上限 200 万円)



様式第 6 号(第 11 条関係)

年度国東市特定分譲地販売促進事業補助金交付請求書

年 月 日

国東市長

様

住 所  
申請者 氏名 印  
電話番号

年度国東市特定分譲地販売促進事業補助金\_\_\_\_\_円を請求  
します。

補 助 金 振 込 先	金融機関名	銀行名： 本・支店名：
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名